

条例指定区域の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		第二種低層住居専用地域	第一種住居地域		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; border-radius: 50%; margin-right: 5px;"></div> 建てられる用途 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="background-color: #cccccc; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> 建てられない用途 </div>				◎国道37号の中心から50メートル以内の指定区域 ……第一種住居地域内に建築できる建築物を建築できます。 ◎それ以外の指定区域 ……第二種低層住居専用地域内に建築できる建築物を建築できます。	
①、②、▲ 面積、階数等の制限あり					
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの		○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が	150㎡以下のもの	▲	○	▲2階以下の日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。
		150㎡を超え、500㎡以下のもの		○	
		500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		○	
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		○	
		3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの		○	
事務所等	事務所等の床面積が	150㎡以下のもの		○	
		150㎡を超え、500㎡以下のもの		○	
		500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		○	
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		○	
		3,000㎡を超えるもの		○	
ホテル、旅館			▲	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等			▲	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等			▲	
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等			▲	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場			▲	
	キャバレー等、個室付浴場等			▲	
公共施設・病院・学校等	幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	
	図書館等		○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	
	神社、寺院、教会等		○	○	
	病院			○	
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等		○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所			▲	▲ 3,000㎡以下
自動車庫・工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫		①	②	① 600㎡以下 1階以下 ② 2階以下
	倉庫業倉庫			▲	
	畜舎(15㎡を超えるもの)			▲	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	○	原動機の制限あり、▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させる恐れが	非常に少ない工場		▲	▲ 作業場の床面積 50㎡以下 他に原動機・作業内容の制限あり
		少ない工場		▲	
		やや多い工場		▲	
	危険性が大きい、又は著しく環境を悪化させる恐れのある工場			▲	
	原動機を使用する工場			▲	作業場の床面積▲50㎡以下
自動車修理工場			▲	作業場の床面積▲50㎡以下 原動機の制限あり	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が	非常に少ない施設		▲	▲ 3,000㎡以下	
	少ない施設		▲		
	やや多い施設		▲		
	多い施設		▲		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			▲	都市計画区域内においては都市計画決定が必要	

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。